

西宮市立の教育機関等における実習生受入れに関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 西宮市立の教育機関等（以下「教育機関」という。）において、実習生を受入れる場合はこの要綱の定めるところによる。

(対象機関)

第2条 この要綱に基づき、教育機関に学生の実習を申請できる機関（以下「大学等」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく普通免許状取得のために必要な教育実習を行う大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関
- (2) 栄養士法（昭和22年法律第245号）に基づく栄養士の養成施設又は管理栄養士養成施設
- (3) 公認心理師法（平成27年法律第68号）に基づく資格取得のために必要な教育実習を行う大学

(手続)

第3条 大学等の長は、実習を申請しようとするときは、学生の氏名、実習の期間、場所、及び内容等を記載した書面（様式第1号）を、西宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、教育機関の業務に支障がなく、適当と認めた場合に限り承諾することができる。

3 前項の承諾は、様式第2号により行うものとする。

(経費)

第4条 実習に伴い生じた給食費等の実費については、大学等又は実習生より徴収することができる。

(細則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、実習生の受入れについて必要な事項は、実習生の受入れを担当する各課等において定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成18年7月28日から実施し、平成19年度以降に受入れる実習生に適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年8月16日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年8月16日から実施し、令和4年度以降に受入れる実習生に適用する。